証券コード 6494 (発送日) 2024年6月6日 (電子提供措置開始日) 2024年6月4日

株主各位

# 東京都港区南青山7丁目8番4号 株式会社NFKホールディングス 代表取締役社長 豊 田 悦 章

# 第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申 し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

## 【当社ウェブサイト】

http://www.nfk-hd.co.jp/ir/stock/meeting.html

## 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/6494/teiji/

## 【東証上場会社情報サービス】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (当社名または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を 順にご選択のうえ、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後5時10分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2024年6月25日(火曜日)午前10時
- 2. 場
   所
   東京都新宿区霞ヶ丘町4番1号

   日本青年館ホテル
   8階

   「カンファレンスルーム」イエロー」
- 3. 目的事項

報告事項 1. 第82期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件

> 2. 第82期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件

## 決議事項

議 案 取締役5名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」 (3頁) をご確認のうえ、 行使期限までに行使してください。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト 及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定赦第18条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

- ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### [インターネットによる議決権行使のご案内]

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、 行使していただきますようお願い申し上げます。

- 1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (https://www.Web54.net) をご利用いただくことによってのみ可能です。
- 2. 議決権行使の方法については以下のとおりです。
  - (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議 決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従っ て議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 3. 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議 決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権 行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるも のを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 4. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。

本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。

なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんの でご了承ください。

- 5. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワード の再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 「電話」0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

2. 上記1. 以外の議決権行使に関するご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

「電話」0120-782-031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

# 事 業 報 告

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中で、経済活動の正常化に向けた動きが進み、雇用・所得環境が改善するなど景気は緩やかな回復傾向で推移いたしました。その一方で、不安定な国際情勢や円安などを背景とした燃料及び原材料の高止まりに加え、世界的な金融引き締めや中国における不動産市場の停滞に伴う影響、物価上昇などによる景気下ぶれリスクなど、国内外の経済の先行きについては、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループでは「事業基盤の強化」、「成長戦略を支える強固な経営基盤の構築」、「環境・社会・ガバナンスを重視した経営」の3つの経営基本方針を掲げて全社を挙げて取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は21億2千7百万円(前年比1.4%減)、また、利益面につきましては、徹底した経費節減を継続したものの、工業炉部門にて受注した大型案件において、原価が予算を大幅に上回るケースが発生したことなどにより、営業利益は1億2千7百万円(前年比16.5%減)、経常利益につきましては1億3千5百万円(前年比1.8%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、横浜市鶴見区の旧本社跡地売却により固定資産売却益を計上したことなどから7億9千万円(前年比544.8%増)となりました。

各事業部門別の業績は次のとおりです。

## [環境装置石油化学部門]

環境装置石油化学部門におきましては、産業用各種燃焼装置、管式加熱炉、石油化学用低NOxバーナ及び各種ガスバーナなどが主力製品となっております。前連結会計年度において化学系メーカからの海外向けの大型案件等があったことから、当連結会計年度における売上高は前年比34.1%減の2億9千9百万円となりました。

### [工業炉部門]

工業炉部門におきましては、非鉄金属熱処理炉、一般熱処理炉、鋳造炉及び回転炉などが主力製品となっております。自動車関連企業からの複数の大型案件があったことから、当連結会計年度における売上高は前年比25.2%増の5億6千1百万円となりました。

### [ボイラ用機器部門]

ボイラ用機器部門におきましては、ボイラ用低NOxバーナ、ボイラ用省エネルギー装置及びボイラ用パッケージバーナなどが主力製品となっておりますが、受注が低調に推移したことから、当連結会計年度における売上高は前年比43.1%減の1億2千5百万円となりました。

### [工業炉用機器部門]

工業炉用機器部門におきましては、各種工業炉用バーナ及び各種工業炉用低NOxバーナなどが主力製品となります。各種工業炉用低NOxバーナなどが順調に推移したことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比 21.2% 増の 3 億 2 百万円となりました。

### [產業機械用機器部門]

産業機械用機器部門におきましては、各種ロータリーキルン用バーナ、各種シャフトキルン用バーナ及び熱風発生炉などが主力製品となっておりますが、前連結会計年度において低調に推移したことから、当連結会計年度における売上高は前年比87.8%増の1億3千8百万円となりました。

### [メンテナンスサービス部門]

各種燃焼設備の整備・工事等を行う、メンテナンス部門におきましては、 前連結会計年度より低迷している海外製品の取扱高が引き続き低調であった ことから、当連結会計年度における売上高は前年比22.3%減の1億2千9百 万円となりました。

### 「部品部門]

燃焼装置・機器の部品販売部門におきましては、海外からの受注が順調に 推移したことなどから当連結会計年度における売上高は前年比25.8%増の3 億3千2百万円となりました。

### [HRS部門]

HRS部門におきましては、鉄・鋳鍛鋼産業関係蓄熱バーナシステムが、 主力製品となっておりますが、前連結会計年度において鉄鋼関連向け製品が 大幅に回復した反動などから、当連結会計年度における売上高は前年比 14.9%減の2億3千8百万円となりました。

### (2) 対処すべき課題

当社グループでは経営理念の実現と2030年に向けてサスティナブルグロウス (持続的成長)を実現するため、「事業基盤の強化」「成長戦略を支える強固な経営基盤の構築」「環境・社会・ガバナンスを重視した経営」の3つの基本方針を掲げて邁進してまいります。

各基本方針に基づく重点戦略は以下のとおりとなります。

## ①事業基盤の強化

- ・顧客との協創による技術革新の実現
- ・協力会社とのアライアンス体制構築による収益力強化
- ・事業ポートフォリオの拡大
- ・持続的な成長に向けたグループ事業領域の再定義
- ・研究開発機能の強化による新規技術の導入(省エネ、低公害、ІоТ等)
- 海外事業の拡大
- 西日本地区体制強化

### ②成長戦略を支える強固な経営基盤の構築

- ・ 本社機能の刷新
- ・ I T化(社内システム、開発環境)による業務効率の向上
- ・視点の多様性(ダイバーシティ)を取り入れた組織づくり
- 西日本地区体制強化
- ・働き方改革・職場の活性化

# ③環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)を重視した経営

- ・低燃費・低環境負荷の最先端技術をグローバルに提供する事業を通じて、 地球環境保全と循環型社会の実現に貢献
- ・コーポレートガバナンス体制強化による更なる社会的信用の向上
- ・新人事制度導入(人と仕事の成長を促進させつつ目標管理・評価制度)

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は195,347千円であり、主な内 訳は建物及び構築物37,218千円、機械装置及び運搬具920千円、工具器具備 品4,380千円などであります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の 状況

該当事項はありません。

- (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。
- (9) 財産及び損益の状況の推移

	区	分	第79期 2021年3月期	第80期 2022年3月期	第81期 2023年3月期	第82期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売	上	高(千円)	2, 309, 458	1, 945, 994	2, 157, 306	2, 127, 566
経	常利	益(千円)	221, 932	149, 932	138, 123	135, 610
	会社株主にる当期純	帰属(千円)	201, 745	127, 866	122, 658	790, 903
1 株	:当たり当期網	·利益 (円)	5.85	3. 37	2.91	17. 95
総	資	産(千円)	4, 707, 864	4, 584, 124	5, 399, 701	5, 643, 275
純	資	産(千円)	3, 555, 689	3, 704, 477	4, 346, 894	5, 042, 159

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
  - 2. 第79期につきましては、新型コロナウイルスの影響等により厳しい状況で推移したことなどから、売上高につきましては大幅な減収となりました。その一方で、利益につきましては、徹底的な経費の削減に努めたほか、雇用調整助成金収入及び株式売却益の計上等により親会社株主に帰属する当期純利益計上となりました。
  - 3. 第80期につきましては、前年度に続き、新型コロナウイルスの影響等により非常に厳しい状況で推移したことなどから、売上高につきましては大幅な減収となりました。その一方で、利益につきましては、徹底的な経費の削減に努めた結果、親会社株主に帰属する当期純利益計トとなりました。
  - 4. 第81期につきましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和等により 社会経済活動が正常化に向かう動きが見受けられたことから、売上高につきまして 増収となりました。その一方で、利益につきましては、持分法適用関連会社である 株式会社ウェブにおいて先行投資等が嵩んだことによる持分法による投資損失を計

上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては僅かに減益となりました。

5. 第82期につきましては、1. (1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況 該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本フ	アーネスを	朱式会社	10	0, 000	千円)	% 100	燃焼機器の製造・販売

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

(単位:千円)

会	社	名	所	在	地	帳簿価額	当社の総資産額
日本ファ	アーネスを	朱式会社	横浜市神奈川	区二ツ名	計町2-6	855, 793	5, 072, 323

## (11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動の支配及び管理をする持株会社であり、当社グループは当社、連結子会社1社及び持分法適用関連会社3社で構成されております。当社グループの主な事業内容は、次のとおりであります。

区	分		事	業	の	内	容	
工業炉燃焼製	是置関連事業	①バーナ ②プロセ ③工業炉 ④委託研 ⑤メンテ	スプラ 事業 究事業	ント事業				

## (12) 主要な拠点等

(当社)

	事	業	所	名			所	在	地	
本					社	東	京	都	港	区

## (子会社)

	事	業	所	名			所		在		地	
日	本 フ	アー	ネス	株式会	社	横	浜	市	神	奈	Ш	区

# (13) 従業員の状況

事業セグメント	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
工業炉燃焼装置関連事業	83名	2名増
その他の事業	2名	-
合 計	85名	2名増

<sup>(</sup>注) 上記従業員数には、顧問、パートタイマー、持分法適用関連会社の従業員は含まれておりません。

## (14) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (千円)
横浜信用金庫	44, 661

# (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 118,610,000株

(2) 発行済株式総数 44,051,274株 (自己株式419株を含む。)

(3) 株主数 6,431名

(4) 大株主の状況

大株主及びその持株数

株 🗎	三 名	持 株 数	持 株 比 率
Z 株 Ξ	会 社	6, 137, 932株	13. 93%
株式会社船カン	ショートコース	5,000,000株	11.35%
株式会社 船橋太	コントリー倶楽部	2,200,000株	4.99%
東拓観光	有限会社	1,860,000株	4. 22%
株式会	社 広 共	1,850,000株	4. 20%
株式会社	トーテム	1,800,000株	4.09%
オリンピアコ	二業株式会社	1,060,000株	2. 41%
上田八木短	資株式会社	598,000株	1. 36%
渡辺	正博	584,900株	1. 33%
横田田	公 一	574,600株	1. 30%

(注) 持株比率は自己株式(419株)を控除して計算いたしております。

## 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役の状況** (2024年3月31日現在)

地	1	<u>¼</u> .	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表	代表取締役社長 豊			悦 章	株式会社トリプルワン取締役
取	締	役	加藤	祐 蔵	エコナックホールディングス株式会社 取締役 株式会社トリプルワン取締役 日本ファーネス株式会社取締役
取	締	役	神戸	英 昭	日本ファーネス株式会社取締役
取	締	役	増井	純	有限会社MBL代表取締役
取	締	役	奥村	英 夫	エコナックホールディングス株式会社 取締役
監査	E 役(常	勣)	中村	博之	日本ファーネス株式会社監査役
監	查	役	信太	元 紀	信太公認会計士事務所代表
監	查	役	小林	明隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士 エコナックホールディングス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 増井純氏、奥村英夫氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 監査役 信太元紀氏、小林明隆氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 3. 取締役 増井純氏、奥村英夫氏及び監査役 信太元紀氏、小林明隆氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
  - 4. 監査役 信太元紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 5. 株式会社トリプルワンは2024年4月1日付で株式会社キャストリコに商号変更 しております。

## (2) 事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

第81期定時株主総会終結の時をもって、監査役村瀬豊氏が辞任しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、各社外取締役及び各社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

### (4) 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位:千円)

	$\wedge$	取 締 役		監査	<b>全</b>	計		
区	分	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
社	内	3名	27, 000	2名	4, 440	5名	31, 440	
社	外	2名	3,600	2名	3,600	4名	7, 200	
	計	5名	30,600	4名	8, 040	9名	38, 640	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は1982年12月21日開催の定時株主総会において月額7,500 千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名 であります。
  - 2. 監査役の報酬限度額は1993年12月24日開催の定時株主総会において月額2,000 千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名 であります。
  - 3. 上表には、2023年6月26日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって退任した、監査役1名(社内)を含んでおります。

# (6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の個人別報酬額については、社外取締役を過半数以上の構成員とする報酬委員会にて審議の上、その決定に基づき取締役会にて決議しております。報酬委員会においては株主総会で承認された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬について検討を行っております。当事業年度に係る取締役の個人別報酬につきましては、報酬委員会の提言に従い決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、当社取締役が当事業年度に受けた報酬等は基本報酬のみとなっております。

# (7) 社外役員に関する事項

# ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名		兼職先	兼職	内容	当該法人との関係
取締役	増 井 純		有限会社MBL	代表取締役		当社との間に特別な関 係はありません。
取締役	奥村	英夫	エコナックホールデ ィングス株式会社	取糸	帝 役	当社との間に特別な関 係はありません。
監査役	信太	元紀	信太公認会計士事務 所	代	表	当社との間に特別な関 係はありません。
監査役	小林	明隆	一番町国際法律特許 事務所	弁 言	進 士	当社との間に特別な関 係はありません。
監重权	/J\ /P\	97 隆	エコナックホールデ ィングス株式会社	監 3	査 役	当社との間に特別な関係はありません。

# ② 当事業年度における主な活動状況

氏	名	地 位	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
増井	純	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回出席 し、主に経営者として培われた知見を活かして取締役会 の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を 行っております。
奥村	英夫	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中11回出席 し、主に経営者として培われた知見を活かして取締役会 の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を 行っております。
信太	元紀	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計に関する意見を述べております。
小林	明隆	社外監査役	就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、12回中10回、また、監査役会には、12回中10回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、特に法務・コンプライアンスに関する意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アルファ監査法人

## (2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会計監査人の会社法第423条 第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又 は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契 約を締結しております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	金	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		1	5,00	0千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額		1	5, 00	0千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬 見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会 社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品 取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区 分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載し ております。

## (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (6) 子会社の会計監査

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題の一つに位置づけ、安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な財務基盤を構築すべく株主資本の充実を図りながら、収益動向とのバランスに配慮した利益配分を行うことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって 剰余金の配当を行うことができる旨及び、中間配当、期末配当のほか、基 準日を定めて配当を行うことができる旨についても定めております。

当社グループでは経営理念の実現と2030年に向けてサスティナブルグロウス(持続的成長)を実現するため、成長基盤確立に向け、様々な施策を実施しており、内部留保の充実を図りながら成長基盤確立のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。このため、当連結会計年度の配当につきましては、無配とさせていただきます。今後の配当等株主還元の実施につきましても、成長基盤確立の状況及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3, 436, 589	流動負債	426, 632
現金及び預金	2, 649, 253	支払手形及び買掛金	172, 437
	2, 013, 200	短期借入金	8,000
受取手形、売掛金及び 契 約 資 産	505, 836	1年内返済予定の 長期借入金	5, 724
仕 掛 品	111, 997	未払法人税等	55, 108
原材料	153, 886	未払消費税等	59, 156
	100, 000	賞 与 引 当 金	20, 209
その他	15, 615	完成工事補償引当金	993
   固定資産	2, 206, 685	前 受 金	58, 390
<b>大</b> 取 园 点 漆 在		そ の 他	46, 612
有 形 固 定 資 産	456, 791	固定負債	174, 483
建物及び構築物	147, 531	長期未払金	3, 150
機械装置及び運搬具	1, 437	長期借入金	30, 937
		繰延税金負債	260
土地	292, 877	再評価に係る繰延税金負債	20, 395
その他	14, 944	退職給付に係る負債	106, 430
無形固定資産	1, 406	資産除去債務	10, 456
		その他	2, 854
ソフトウエア	1, 406	負債合計	601, 116
投資その他の資産	1, 748, 487	純 資 産 の 部 株 主 資 本	5, 083, 611
投資有価証券	1, 481, 283	資 本 金	100, 000
長期貸付金	250, 000	資本剰余金	3, 341, 508
		利益剰余金	1, 642, 313
差入保証金	15, 686	自 己 株 式	△210
破産更生債権等	58, 937	その他の包括利益累計額	△41, 452
その他	1, 517	その他有価証券評価差額金	△80, 019
		土地再評価差額金	38, 567
貸 倒 引 当 金	△58, 937	純 資 産 合 計	5, 042, 159
資 産 合 計	5, 643, 275	負債・純資産合計	5, 643, 275

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

科	目	金	額
売 上	高		2, 127, 566
売 上 原	価		1, 544, 424
売 上 総 利	益		583, 142
販売費及び一般管理	費		455, 884
営 業 利	益		127, 257
営 業 外 収	益		
受 取	利 息	2, 614	
受 取 配	当 金	1, 693	
為替	差 益	7, 201	
貸倒引当金	戻 入 額	600	
その	他	3, 326	15, 435
営 業 外 費	用		
支払	利 息	1, 052	
持分法による	投資損失	6, 029	7, 082
経 常 利	益		135, 610
特 別 利	益		
固定資産	売 却 益	530, 494	530, 494
特 別 損	失		
固定資産	売 却 損	21, 712	21, 712
税金等調整前当	期純利益		644, 393
法人税、住民税及	び事業税	55, 548	
	周 整 額	△202, 059	△146, 510
当期純	利 益		790, 903
親会社株主に帰属する	当期純利益		790, 903

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2, 017, 094	流動負債	182, 061
現金及び預金	2, 013, 047	未 払 金	126, 394
		未払費用	2, 284
未収入金	493	未払法人税等	48, 770
そ の 他	3, 553	預 り 金	518
固定資産	3, 055, 229	その他	4, 092
有 形 固 定 資 産	436, 570	固定負債	42, 754
<b>建</b> 物	138, 063	長期未払金	3, 150
		再評価に係る繰延税金負債	20, 395
構築物	2, 127	退職給付引当金	9, 499
機械及び装置	46	資産除去債務	9, 710
工具、器具及び備品	3, 454	負 債 合 計	224, 815
土 地	292, 877	純資産の部	4 071 010
無形固定資産	472	株主資本	4, 871, 919
ソフトウエア	472	資本剰余金	100, 000 3, 341, 508
		資本準備金	942, 128
投資その他の資産	2, 618, 187	その他資本剰余金	2, 399, 380
投資有価証券	478, 111	利益剰余金	1, 430, 621
関係会社株式	1, 871, 403	利益準備金	9, 213
出 資 金	150	その他利益剰余金	1, 421, 407
長期貸付金	250, 000	繰越利益剰余金	1, 421, 407
破産更生債権等	58, 937	自己株式	△210
		評価・換算差額等	△24, 410
差入保証金	9, 050	その他有価証券評価差額金	△62, 978
長期未収入金	9, 471	土地再評価差額金	38, 567
貸倒引当金	△58, 937	純 資 産 合 計	4, 847, 508
資 産 合 計	5, 072, 323	負債・純資産合計	5, 072, 323

# 損益計算書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

	科		目		金	額
営	業	収	益			282, 000
営	業	費	用			156, 193
営	業	利	益			125, 806
営	業	外 収	益			
	受	取	利	息	2, 610	
	受	取 配	当	金	3, 207	
	貸 倒	引 当 金	定 戻 入	額	600	
	そ	Ø		他	25	6, 443
経	常	利	益			132, 249
特	別	利	益			
	固定	資 産	売 却	益	533, 406	533, 406
税	引育	前 当 期	純 利	益		665, 656
法	人税、	住民税》	及び事業	税	170, 637	
法	人	税 等	調整	額	△202, 059	△31, 421
当	期	純	利	益		697, 078

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社NFKホールディングス

取締役会 御中

アルファ監査法人東京都港区

指定社員 公認会計士 奥 津 泰 彦業務執行社員

指定社員 公認会計士 磯 巧業務執行社員 公認会計士 磯 巧

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NFKホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NFKホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結 計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象 を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社NFKホールディングス

取締役会 御中

アルファ監査法人東京都港区

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NFKホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務 の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告 書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の 利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断さ れる。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査 人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人であるアルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人であるアルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。

2024年5月23日

株式会社NFKホールディングス会監査 査 村 博 之 印 対 監査役 中 村 博 之 印 社外監査役 信 太 元 紀 印 社外監査役 小 林 明 隆 印

以 上

# 株主総会参考書類

# 議 案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、 取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況当社における地位及び担当	所 有 す る 当社の株式数
1	豊 苗 悦 章 (1968年10月21日)	1991年4月 安田生命相互保険会社(現明治安田生命相互保険会社)入社 2007年11月 明治建物株式会社入社 2008年4月 当社入社企画部マネージャ 2010年4月 当社経務グループマネージャ 2018年7月 当社管理部部長 2019年6月 当社取締役 2020年8月 日本ファーネス株式会社取締役 2022年6月 当社代表取締役(現任) 2023年1月 株式会社トリプルワン取締役(現株式会社キャストリコ)(現任)	55, 200株
2	加藤 祐 蔵 (1963年11月12日)	2012年12月 エコナックホールディングス株式会社 入社管理部課長 2014年4月 同社管理部長 2014年6月 同社取締役管理部長 2017年7月 同社取締役管理部門管掌 2020年6月 当社取締役(現任) 2021年6月 エコナックホールディングス株式会社 取締役(現任) 2021年8月 日本ファーネス株式会社取締役 (現任) 2023年1月 株式会社トリプルワン取締役(現株式 会社キャストリコ)	_
3	神 声 英 館 (1956年9月8日)	1979年4月 ネミックラムダ株式会社入社(現:TDKラムダ株式会社) 2007年11月 バイコージャパン株式会社入社営業部長 2009年10月 インテグラン株式会社入社営業部長	_

候補者番 号		略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所 有 す る 当社の株式数
4	増 井 純 (1970年12月9日)	2000年5月株式会社ポンテヴェキオホッタ入社2004年7月有限会社MBL取締役2005年4月同社代表取締役(現任)2020年6月当社取締役(現任)2021年10月株式会社ウェブ取締役(現任)	_
5	奥 村 英 夫 (1946年11月4日)	2006年2月 エコナックホールディングス株式会社 顧問   2006年6月 同社代表取締役社長営業本部長   2006年10月 同社代表取締役社長営業本部長兼不動産事業部長   2007年7月 同社代表取締役社長不動産事業部長   2013年5月 ネスティー株式会社(現株式会社テルマー湯)代表取締役社長   2018年7月 エコナックホールディングス株式会社代表取締役社長   2020年6月 当社取締役(現任)   2021年6月 エコナックホールディングス株式会社 取締役(現任)	_

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者はございません。
  - 2. 取締役候補者増井純氏、奥村英夫氏は社外取締役候補者であります。また本定時株主総会において選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
  - 3. 社外取締役候補者の選仟理由及び期待される役割の概要
    - ・増井純氏は他社の代表取締役なども務めており、経営者としての豊富な経験 及び見識を有しております。このような豊富な経験及び見識に基づき、2020年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から有用な発言を行っており、その職責を十分に果たしていただいていることなどから、引き続き当社の 経営に助言いただくため選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役 在任年数は4年となります。
    - ・奥村英夫氏は過去に他の上場会社の代表取締役なども務めており、経営者としての卓越した見識と豊富な経験を有しております。このような卓越した見識と豊富な経験に基づき、2020年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から有用な発言を行っており、その職責を十分に果たしていただいていることなどから、引き続き当社の経営に助言いただくため選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役在任年数は4年となります。
  - 4. 当社は、取締役候補者増井純氏、奥村英夫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。
  - 5. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告をご参照願います。

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館ホテル 8階 カンファレンスルーム イエロー TEL 03-6452-9020



## ■電車

・東京メトロ銀座線「外苑前駅」3出口より徒歩約5分

ご出席の株主様へのお土産及びお飲み物のご提供はとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようにお願い申し上げます。